

民泊ビジネス研修会の御案内

第一部

1. 民泊とは？

- ①日本への観光客の状況 ②政府の国家戦略 ③民泊の定義とは

2. 旅館業法とは？

- ①「宿泊」の定義とは ②旅館業の許可が必要な場合 ③旅館業の許可が不要の場合
 ④「民宿」と「民泊」の違い ⑤「民泊」と「アパート賃貸」の違い

3. 民泊の規制緩和とは？

- ①民泊ビジネスについて ②民泊をめぐる法律 ③地域の自治体との関係
 ④マンション民泊の注意点

4. 民泊の許可制度とは？

- ①許可に必要な内容とは ②無許可営業の民泊の取り締まり

第二部 交流応答タイム 15:00～

- 1 日 時 2016年7月27日(水) 受付 13:00 開講 13:30～15:00
 2 場 所 雑司が谷地域文化創造館 〒171-0032 東京都豊島区雑司が谷 3-1-7
 千登世橋教育文化センター内 TEL 03-3590-1253
http://www.toshima-mirai.jp/center/e_zoshigaya/
 東京メトロ 副都心線 雑司が谷駅 2番出口直結
 JR 山手線 目白駅より徒歩 10分
 都電荒川線 鬼子母神前駅より徒歩 2分
 3 講 師 二瓶文隆税理士・行政書士事務所
 4 主 催 一般社団法人在日台湾不動産協会
 5 受講費 非会員 1万円 会員無料(研修会)

お申込みは 7月22日(金)まで下記 FAX/MAIL にてお願い致します。

ご参加お問合せ：090-8566-0776 担当棚岡

在日台湾不動産協会「民泊ビジネス研修会」参加申込書

氏 名		
職 名		
会 社 名		
連 絡 先	TEL	
	E-Mail	

※ 若しくは名刺を1枚貼り付けてください。